

新潟市 小坂居付遺跡 現地説明会資料

No.

平成23年9月10日（土）

国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所
新潟県教育委員会
(財)新潟県埋蔵文化財調査事業団

1はじめに

小坂居付遺跡は新潟市南区小坂字居付177ほかに所在します。一般国道8号白根バイパス建設事業に伴い、平成21・22年度に引き続いて4月から発掘調査を行っています。今年度の調査面積は16,000m²です。

周辺には、同じく白根バイパス関係で発掘調査した同時期の②浦廻遺跡（「浦廻遺跡出土品」県指定考古資料）や、ほ場整備事業で白根市教育委員会が調査した③馬場屋敷遺跡（市指定有形文化財考古資料）が存在します。

2 遺跡の概要

遺跡は、新潟平野のほぼ中央を北流する中ノ口川右岸の沖積地に立地しています。平成21・22年度の調査で鎌倉時代から室町時代（13世紀後半～14世紀）の遺跡であることが分かり、屋敷地やその周辺に広がる上下4枚に重なる水田を検出し、水田が調査区外に広がることを確認しました。今回の調査は平成21年度に調査出来なかった屋敷の一帯と、さらに北側に広がる水田の調査で、現在残りの良い3枚目の水田を調査しています。

3 基本土層

遺跡の現況は神社跡地・水田・畑で標高は0.2～0.7mです。表土下1.5mにはVII層（茶褐色腐植土）があり、周辺一帯に広く堆積していることから、室町時代以降、この地域は一時期、潟端のような滞水域であったと考えられます。中世の水田はこのVII層の下で見つかっています。1枚目の水田は灰白色シルト層（Ⅷ層）を耕作土とするもので、畦畔は見つかっていませんが搅拌された様子が確認できることから、水田耕作土であると考えています。VII層下に洪水で運ばれたと考えられる砂の層（IX層）が2枚目の水田面（X層）を覆っています。この砂の層が畦畔の崩壊や流失を防ぎ、水田面を保護しています。さらに下層の3枚目（XI層）の水田面は2枚目との間には砂（XI層）を挟みます。この砂も上の砂層同様、洪水堆積物と考えられます。なお土層断面では3枚目の水田畦畔が2枚目の畦畔に重なっていることから、洪水後も同じ地割りで水田耕作が再開されたものと考えられます。さらに下層の4枚目（XIV層）の水田面も3枚目との間にも砂（XIII層）を挟みます。今年度は5枚目（XVI層）の水田の畦畔が



図1 位置と周辺の遺跡

検出できていません。XVI層は搅拌された様子が見られないことから、水田耕作が行われなかった可能性もあります。しかし、杭や少量の木製品が出土していることから人々の活動の痕跡は確認できます。

屋敷地は自然流路跡の窪地を埋めて造成しています。VII層（1枚目水田）下に炭化物やモミガラ、カヤ等を含んだシルト層が厚さ70cmほどに盛土され、微高地状になっています。

4 検出した遺構

屋敷地 溝・柱根・柱穴・杭列・土坑・ピット等を検出しています。柱穴830号は21

年度調査で検出した掘立柱建物336号の北東角に当たります。屋敷地の東側の区画溝に当たる溝112号の延長部分も検出しました。また、多くの串が地面に刺された状態で出土しています。土坑853号からは炭化米（白早稲）と蓮の花芯がまとまって出土しました。

水田 VII層では、今年度の調査で初めて高さ約40cmの広範囲な盛土を検出しました。X層（2枚目）の水田は一辺13mほどで、南西-北東方向の畦には水口が切られていることから、標高の高い北西側の水田から標高の低い東南側の水田へと田伝いに水を引き込んだと推測されます。また、水路と考えられる溝848号を検出しています。幅2.2m、長さ27.0m、深さ0.29mで、この水路は溝870号と繋がっていると想定されます。溝870号はこれまでにない規模の溝で、護岸のためと考えられる杭が2列（34本）に打たれ、杭の上にはカヤのような植物腐植層が覆っています。このため、中ノ口川から直接水を引き込んだ水路ではないかと想定しています。現在調査中のXII層（3枚目）の水田では、X層よりやや大きい一辺19.6mの水田を検出しています。X層と同じく水口の切られる畦畔の方向は南西-北東で、標高の高い北西側の水田から標高の低い東南側の水田へと田伝いに水を引き込んだと推測されます。XII層では水路等は検出していません。

5 出土した遺物

現在調査中の水田・水路からは杭や串・箸・陽物等の遺物が少量出土しています。屋敷地の調査面積は100m²ほどの狭い範囲でしたが、多くの遺物が出土しました。陶磁器類では青磁・珠洲焼・土師質土器が出土しています。金属製品では鍵・鎖貨があります。木製品は最も多く出土した遺物で、木筒・下駄・草履・鎌の柄・漆器碗・櫛などが出土しています。草履は芯にした板と周囲を編んだワラが残っていました。なお、木筒は2点出土しています。第三号木筒は呪符で符ろくという呪いの記号がたくさん書かれています。星の記号は良く残っています。第四号木筒は（表）「よしゑのかやふ／たの事／元亨五（1325）年四月五日」、（裏）「（花押）」とあり、21年度に出土した第一号木筒と同じ茅札（茅刈りの許可証）で、遺跡近くに今も残る「吉江」の地名が書かれています。この吉江には④吉江館跡推定地があります。元亨五年は実際には存在しません。元亨四年十二月九日に「正中」に改元されているからです。改元を知らなかったか、誤って書いてしまったのか興味深いところです。

これらの遺物は当時の人々の生活の様子をうかがい知ることのできる貴重な資料です。



図2 水田基本土層